

# 中高一貫教育校の整備に関する検討委員会報告書

(平成14年4月)抜粋

## 第2章 都と区市町村の役割分担について

1. 教育機会の均等の観点に立って計画的に整備するために、当面、都が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を整備することとしつつ、条件が整う場合には、区市町村が地域独自のニーズに基づき、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置することを期待する。

中高一貫教育校の整備に当たっての都の役割としては、次のようなことが考えられる。

[都の役割] 都立中高一貫教育校の設置主体となること  
区市町村に対し情報提供等必要な支援を行うこと  
区市町村と必要な調整を行うこと

2. 区市町村が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置しようとする場合には、審査基準(学校教育法施行規則及び学校教育法施行細則)に基づき、都が申請を認可する。
3. 連携型中高一貫教育校については、地域並びに中学校及び高等学校のニーズを踏まえ、都と区市町村が協議して推進を図る。